

令和4年度の「原子力規制委員会の取組(3.11報告)」及び 「原子力規制委員会年次報告」のとりまとめ方針

令和5年1月11日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、令和4年5月25日に令和3年度の原子力規制委員会年次報告について付議した際に、委員長より3.11報告と年次報告との二つの文書のとりまとめ方針の見直しの可能性について検討するよう指示があったことを受け、その検討の結果を報告するとともに令和4年度の両文書のとりまとめ方針について付議するものである。

2. 両文書の位置づけ及び発行の時期等

(1) 原子力規制委員会の取組(3.11報告)

原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議(平成24年6月20日参議院環境委員会)¹を受け、毎年3月11日に取組みを公表するもの。当該年度の2月末日までの原子力規制委員会の取組を公表している。

(2) 年次報告

原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)第24条²に基づき、国会に対して所掌事務の処理状況を報告するもの。年次報告と関連する内容を含み、法定の国会報告である「環境白書」や「東京電力福島第一発電書事故調査委員会報告書を受けて講じた措置」と時期を揃え、前年度(3月末日まで)の取組内容を通常国会の会期中に報告し、概要とともに公表している。

3. 検討結果及びとりまとめ方針

年次報告については法律で原子力規制委員会の所掌事務の処理状況をとりまとめることが定められており内容の変更はできない。3.11報告では附帯決議で求められた「全国の原子力発電所の安全性の総点検、原子力防災体制の確認、政府の原子力規制に関する取組」をとりまとめて公表することとしているが、これらの内容は全て年次報告と合致している。また、発行時期も近接している。

以上のことから、両文書については内容的には3月中の取組内容の有無だけが異なるものであり、効率的な事務の推進の観点も踏まえ、従前と同様に同一形式でとりまとめ、公表及び国会への報告を行うこととしたい。

¹ 原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議(平成24年6月20日 参議院環境委員会)

二十八 政府は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の反省を深く心に刻み、毎年三月十一日に、全国の原子力発電所の安全性の総点検、原子力防災体制の確認、政府の原子力規制に関する取組の公表等を行い、二度と重大事故を起こすことのないよう、自らの取組を見直す機会とすること。

² 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)
(国会に対する報告)

第二十四条 原子力規制委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。